

## 社会福祉充実計画の策定又は変更に係る承認申請等について

### 【計画の策定】

社会福祉充実残額算定シートに入力した結果、社会福祉充実残額（以下「充実残額」という。）が1万円以上生じ、社会福祉充実計画（以下「充実計画」という。）の策定に係る費用が充実残額を下回る場合は、充実計画を策定する必要があります（厚生労働省通知「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」の別添「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）の「3」「4」）。

### 【計画の変更・届出】

充実計画の実施期間中で、充実残額の変動に伴い、事業費の変更を希望する場合又は充実残額が計画策定時の見込みの倍以上に増加した場合など、計画上の充実残額と大幅な隔たりが生じ、再投下すべき事業費を大幅に増額できる状態にある場合等には、計画の変更手続きを行う必要があります（事務処理基準の「10」）。

充実計画について、軽微な変更を行う場合は、届出を行ってください。なお、社会福祉法第55条の3第2項により、事後の届出でも可能です（事務処理基準の「10」）。

### 【計画の策定・変更の流れ】

充実計画の策定の流れは、別紙の「社会福祉充実計画の策定又は変更の流れ」をご参照ください。なお、実施中の充実計画を変更する場合（軽微な変更を除く）も同様の流れとなります（事務処理基準の「3～8、10」）。

### 【公認会計士等の意見聴取】

充実計画を策定・変更する場合は、充実計画原案について、公認会計士・税理士等による意見聴取が必要になります（事務処理基準の「5」「10」）。また、充実計画で地域公益事業を実施する場合には、その実施内容等について、糸島市社会福祉法人地域協議会による意見聴取が必要になります（事務処理基準の「6」「10」）。

### 【理事会・評議員会の承認】

公認会計士等の意見聴取を経たのち、評議員会の承認（事務処理基準の「7」「10」）を得て、法人内で充実計画案が確定します。なお、評議員会に先立って、理事会でもその承認を得る必要があります。

### 【所轄庁への承認申請】

評議員会等の承認を得た充実計画案について、現況報告書等の届出と同時に所轄庁の糸島市長へ承認申請を行ってください（事務処理基準の「8」「10」）。

### 【計画に基づく事業の実施】

糸島市長の承認後、計画に沿って事業を実施してください。なお、事業の開始時期は、所轄庁の承認日以降になります（事務処理基準「9」）。